

熊本市工事現場立入点検実施要領

制定	平成16年	4月22日	建設局長決裁
改正	平成17年	5月20日	総務局長決裁
	平成22年	8月10日	総務局契約検査室次長決裁
	平成24年	3月29日	総務局長決裁
	平成28年	3月28日	総務局長決裁
	平成28年	5月24日	総務局長決裁
	令和元年	6月19日	総務局長決裁
	令和2年	7月8日	総務局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、熊本市が発注した建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第16条に基づく現場立入点検の実施、及び現場施工体制の実態の把握について定めることにより、適正な施工及び品質の確保や不良・不適格業者の排除に向け、施工体制の適正化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事1件の当初契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事とする。
2 前項の規定にかかわらず、現場施工体制に違反又は不適切な事実が判明した工事及び違反又は不適切な事実の疑いが生じている工事のほか、検査室長が指定する工事は対象とする。
3 次の各号のいずれかに該当するときは、対象工事から除外することができる。

- (1) 受注者が同一であって施工体制が概ね同じ工事
- (2) 天災等により立入点検の実施が困難な工事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検査室長が指定する工事

(立入点検者及び立会者)

第3条 立入点検者は検査室に属する職員とし、立会者は当該工事の監督員とする。ただし、立入点検者が実施の都合上必要と認める場合にあっては、立会者の立会いが得られなくとも立入点検を実施できるものとする。

(立入点検項目)

第4条 現場における技術者配置状況及び施工体制等の実態について、調査点検表（様式第1号）に基づき点検するものとする。この場合において、立入点検者は、この点検において違反又は不適切な事実を確認した場合は、受注者に対し必要に応じ指示書（様式第2号）等において指導を行うものとする。

(違反等に対する措置)

第5条 検査室長は、立入点検者が前条に基づき指導した場合において、改善が見られない場合及び当該違反が悪質である場合は、より厳格な措置を講じ不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることとする。この場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）への違反が悪質と認められた場合には、入札契約適正化法第11条により義務付けられている通知を必要に応じ行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年 4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月8日から施行する。